



平成20年(ワ)第37号損害賠償請求事件

原告 馬毛島開発株式会社

被告 濱田純男外 名

## 答 弁 書

平成20年7月 日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 蔵 元 淳

同 淡 路 剛 久

同 菅 野 庄 一

同 道 本 周 作

他

第1 本案前の申立

- 1 原告の訴え<sup>を</sup>却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 却下判決を求める理由

- 1 本件訴訟について

本件で原告が不法行為にあたるとする訴訟や申立(以下、「訴訟等」)は、昭和55年ころにそれまで国策で実施されていた国内移住政策の失敗に乗じて、原告が馬毛島の土地の買い占めを行い、短期間で島全体の約98%の土地を取得した後、今般近隣住民らに対する何らの説明もないまま突如として原告による採石工事計画を明らかにされたことに対し、被告らが生活の糧を失い、且つ固有亜種のマゲシカを頂点とする豊かな自然生態系が開発行為によって二度と修復不可能な事態となるとして、危機的状況を打破しようとして申立てた正当なものである。

原告による本件訴訟は、このような被告らの行為が不法行為に該当するとして損害賠償を求めるものであるが、下記の通り、常軌を逸した異常な訴訟と言わざるを得ず、早急に却下判決を下すべきである。

## 2 本件訴訟について

(1) 本件訴状における請求原因の記載は、判決文等のうち被告らの主張が「疎明がない」として採用されなかった部分を取り出して、そのまま請求原因として転記しているにすぎず、何ら実質的主張は行われていない。

原告は結論として繰り返し「以上のように③事件、④事件、⑤事件は、いずれも…裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことは明らかである」等と述べている(訴状p、4、11等)。しかし、どれだけ執拗に強調しても、その根本的問題故に原告の主張に信用性は全くない。

(2) 不当訴訟に関する最高裁判例は、「当該訴訟において提起者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであ

る」「提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易のそのことを知り得たと言えるのにあえて訴えを提起した」「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」という要件を挙げている(最判昭和 63 年 1 月 26 日)。

各要件は、「訴訟提起が不法行為に該当するか否か」を判断するための基準である以上、その訴え等を認容するか否かという判断とは、当事者の訴訟活動に対する評価方法も判断基準時も異なる。訴えが棄却されたからと言って、訴え提起が不法行為に該当するわけではないことは言うまでもない。上記最高裁判決は「提訴権者が敗訴の確定判決を受けたことのみによって、直ちに当該訴えの提起をもって違法ということはできないというべきである。」と明確に判示している。本件では、原告みずから不当訴訟に該当する要件を掲げておきながら、それを具備することの根拠として、訴訟等の結果たる判決文等を引用するにすぎない。被告らが不法行為と評価される行為をしたとする実質的根拠は、どこにもない。原告による理論構成は、極めて強引といわざるをえない。

(3) 最高裁判決が挙げる「事實的または法律的根拠を欠くものである」との要件については、「裁判制度の趣旨目的に反する著しく不相当な訴訟」と評価される場合を画するための要件である以上、限定的に解釈しなければならない。少なくとも「疎明がない」として請求等が認められなかったことから直ちにこの要件が具備されることになるかと解する余地はない。

さらに、「そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて申立や訴え提起をした」「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」

という要件に至っては、原告の主張の中に、実質的にはなんらの主張もなされていない。

原告がみずから上記の各要件を掲げている以上、なんらかの根拠を有しているのであれば、当然主張がなされているはずであるが、なんらの具体的主張もなされていない。原告の主張自体から、本件訴訟に理由がないことを露呈してしまっている。本件訴訟こそ、不当訴訟の要件を充たしているのである。

### 3 被告らが申立てた別訴等について

(1) 前記の通り、被告らは、原告が近隣住民らに対する何らの説明もないまま突如として採石工事計画を明らかにしたことに対し、生活の糧を失い、豊かな自然が開発行為によって二度と修復不可能となることを危惧して、甲1ないし甲6の各訴訟等を申し立てた。別紙「馬毛島訴訟の事件経過」にその経緯を記した。

(2) その訴訟等が、最高裁判例の各要件のうちいずれも満たさないことは、下記の各事実からすでに明らかになっている。

ア 被告らによる訴訟や申立(以下、「訴訟等」という)は複数提起されているが、訴訟等はいずれも鹿児島地方裁判所を第一審裁判所として申し立てられ、平行して審理されており(乙1)、いたずらに原告に対して不当な負担を強いてきたという事情はない。

イ 採石事業差止仮処分命令申立事件(甲1)が異議認容により敗訴となった平成16年12月14日以降、被告らは新たな訴訟は起こしておらず(乙1)、敗訴判決等の結論に承服できないことをはらす意図の下に紛争を蒸し返したという事情もない(大阪地裁昭和55年9月22日参照)。

ウ また、被告らが各訴訟において不当に争点を拡散させたような事情もない(乙2)。

エ 被告らによる一連の訴訟等は、証拠の収集能力の限界(島全体の継続的かつ大規模な観察が必要であった)により、敗訴判決を受けることとなったものにすぎず、訴訟提起前から敗訴判決が確実に見込めたのに、あえて原告の開発行為を妨害するために申立てたという事情もない

オ 原告が工事に先立って説明会等を開催した形跡、あるいは、被告らの不安を除去するに足りる説明をしようと努力した形跡はない。そればかりか、被告らの島内への立ち入りを、公道部分でさえ実力で阻止したのである。したがって、被告らとしては、裁判という手段以外に、被告から情報の開示を求めたり真摯な話し合いの場を得ることはできなかったのである。このように被告らの一連の訴訟は、原告自身らの行為によって引き起こされたものとさえ評価出来るものである。

カ 過去に不当訴訟であるとして損害賠償が認められた下級審判例を見ても、二重起訴禁止に該当するなど極端な事例に限られており(東京地裁平成18年2月27日等)、本件との類似性は微塵もない。

(4) 社会通念上、開発業者に対して近隣住民が差し止め訴訟等を起こす場合、自らの生活や自然環境を保護しようとする意図で行われるのであって、敗訴することが明らかであるのにあえて業者に損害を加えるという目的で、虚構の事実を構成して訴訟を起こすようなことは、全くないとは言えないが極度の特殊事例であろう。

原告が、本件がそのような特殊事例であるとする要素は何処にあると主張するのか。原告の主張によっても、「被告らは鹿児島



県西之表市の住民であり…原告が馬毛島で行う事業等に反対してきた者である」と述べるだけである。被告らが、虚構の事実を構成してまで、原告に対し訴訟を提起して長期間にわたって訴訟を追行してきた等という根拠は、どこにもない。

原告は、不当訴訟でないとする採石工事等禁止仮処分命令申立事件とその本案事件(甲1及び2)及び入会権確認請求訴訟(甲6)と、不当訴訟であるとする訴訟等(甲3ないし甲5)の間に、最高裁判例がしめす要件に照らしてどのような違いがあるというのであろうか。同一の被告らによる一連の訴訟のうち、棄却判決等となった事件のみが、なぜ「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」ことになるのであろうか。

前記の通り、原告の訴状では、各要件が「明らかである」と連発するだけで、実質的な裏付けとなるべき主張も立証も、どこにもない。

このように、本件訴訟提起は、それ自体極めて無理があり、請求が容れられる余地は全くない。

(5)他方で、本件訴訟において被告とされた住民らは、いずれも訴訟に対する専門知識等を有しない一般人で訴訟追行自体が困難であることに加え、同県内とはいえ海を隔てた西之表市に居住しており本件訴訟のために鹿児島市の鹿児島地裁まで出頭する必要等を考慮すれば、原告による訴訟提起行為自体が被告らの日常生活に重大な負担を課すことになることは、明白である。

(6)原告の本件訴訟提起の目的は、実体的権利の実現ではなく、裁判制度を利用して被告らを被告の立場に置くことで日常生活の平穩を侵し、自らの事業への反対行動に対する圧力を加えるという点にあることが、強く推測される。このような原告による訴訟提

起行為が、民事訴訟制度の趣旨目的を没却し、著しく信義に反し、  
厳しく非難されるべきは当然である。

#### 4 結論

本件のように、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするのではなく、相手方を被告の立場に立たせることにより有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有し、かつ、提訴者の主張する権利又は法律関係が事實的、法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反するときは、その訴えは不適法であることは当然である(東京地判平成 12 年 5 月 30 日)。

本件においても、原告による強引な理論構成による訴状提出により、生活の糧が奪われることを防止するために裁判所に救済を求めたに過ぎない被告ら住民が、応訴を強制されることにより平穩な生活を害され、有形無形の不利益を受けるとすれば、あまりに酷である。

以上により、本件訴訟は本案審理に至ることなく、直ちに却下されなければならない。

以上

## 馬毛島訴訟の事件経過

### 1 本件訴訟の舞台と当事者

#### (1) 馬毛島

本件の舞台である馬毛島は、鹿児島県西之表市に所在する無人島である（但し、現在は原告の従業員ら工事関係者が同島内に住民登録をして生活しているようである）。同島は、1980年までは島民が漁業や農業を営んで生活しており、ピーク時には113世帯528人の人が居住していた。

馬毛島は、自然環境の点からは、原告が現在島内で敢行している大規模開発が開始されるまでは、大きく人の手が加わっていない美しい島であって、野生の鹿「マゲシカ」（学術名：*Cervus Nippon Mageshimae*。屋久鹿と九州鹿の固有亜種とされている）が生息し、冬には台湾から越冬のため飛来した蝶カワマダラが乱舞し、天然記念物であり西之表市文化財でもあるツテツの自生群落があった。島内を流れる小河川には絶滅危惧種のメダカやドジョウも生息していた。そして、現時点でもなお島全体が県設の島獣保護区に指定されている。

マゲシカの存在は全国の自然愛好者の間では著名であり、平成12年7月放映のNHK番組「生きもの地球紀行」でも大きく取り上げられた。

また、馬毛島の沿岸は、トコブシ、イセエビ、キビナゴ、ミズイカ、トビウオ、アサヒガニの豊かな漁場であり、海底には多くのサンゴが生息し、すばらしい海中景観をなしている

別紙図面 A は馬毛島周辺の海域における魚類の生息状況を地図上



【別紙】

に図示したものである。この図面から、馬毛島周辺の海域は、トコブシ、イセエビ、キビナゴ、ミズイカ、トビウオ、アサヒガニの優良な漁場であり、特に、トコブシ、イセエビ、ミズイカ、トビウオ、アサヒガニにとっては、本件工事現場直近の沿岸部分が不可欠の漁場となっていることが窺える。

ちなみに、著名なジャーナリストである立花隆は1982年6月に馬毛島で「無人島生活」を体験し、その内容を「無人島生活六日間」というルポに著しているが、その中で「実はこの馬毛島周辺はかなりいい漁場でもある。」「この島の西半分は驚くほど美しい。」などと記している（立花隆『思索紀行』（書籍情報社）所収）。

なお、鹿児島市「少年自然の家」は、原告による大規模開発が始まるまでは馬毛島を舞台に無人島体験キャンプ「馬毛島トライ&トライ」を開催しており、例年参加希望者の高倍率が話題となっていた。平成12年には、小中学生を中心に54名がキャンプに参加した。

(2) 原告

原告は、昭和55年頃、馬毛島の当時の地権者達から土地を買い上げ、島の全面積の98%以上を短期間で取得した、東京に登録簿上の本店を有する営利法人である。買収は、当時原告の関連会社であり一連の不正融資事件を引き起こした平和相互銀行（当時）の全額融資により、レジャー基地を建設する目的で敢行された。不正融資事件の一つであったこの買い上げにより、ピーク時には500名以上いた島の住民は全員退去し、小学校、中学校は廃校となった。

(3) 被告

後述の2被告を除く濱田純夫ら被告の大多数は、いずれも馬毛島と同じ鹿児島県西之表市に在住し、ともに種子島漁業協同組合に所属し、沿岸漁業を営んでいる。そしていずれも馬毛島周辺の海域を主要な漁場の一つとし、同海域で、アサヒガニ、キビナゴ、トコブシ、トビウオ、ミズイカなどの漁を営んでいる。また、馬毛島葉山港に入会地を所有する地権者でもある。

被告上妻昭夫及び被告長野広美は、馬毛島と同じ鹿児島県西之表市を含む種子島島内に在住する者で、かつて馬毛島を訪れたことがあり、当該地域の自然を愛すると共に、その環境を守ろうとする者である。

2 原告による馬毛島島内の大規模開発

(1) 「核燃料中間貯蔵施設」建設計画等の頓挫

原告およびその親会社である前記立石建設株式会社（その代表者は原告代表者と同一である）は、前述の買収以来、馬毛島を「レジャー施設」「石油備蓄基地」等にすることを企画したがうまくゆかず、平成12年には「核燃料中間貯蔵施設」建設を計画したが、これも尾久島、種子島両島住民を中心とする反対運動の中で（両島内の各議会も核持込反対の条例を制定した）、同年6月ころ中止となった。

(2) 採石事業

- ① その矢先の同年8月、原告は県知事より採石法に基づく岩石採取の認可を得て、予定地の森林の伐採に着手した。

この採石事業の概要は、初年度だけでも1回当たり200キログ

ラムの火薬を週 10 回、年間 500 回、計 100 トン使用して約 6 万 6000 平方メートルにわたって採掘をおこなう上、パワーショベル 3 台、クローラードリル 2 台、ダンプカー 10 台、ホイールローダー 3 台、破碎機計 8 台、及びふるい機 6 台を動員する極めて大規模なものであった。そしてこの採石事業こそが、これに続く馬毛島島内の大規模開発と自然破壊の発端となったのである。

- ② その後、原告は、本件工事を断行すべく、平成 12 年 11 月 29 日、葉山港付近の土地に対する通行地役権を被保全権利として、通行妨害禁止の仮処分を御庁に申請した。かかる仮処分を申請しておきながら、原告は、本年 2 月 11 日、係争地の地権者らに対して何らの連絡もないまま、突如としてタンクローリー車 1 台、ダンプトラック 1 台、重機 2 台の合計 4 台の大型機械を葉山港から係争地に陸揚げし、強引に通過させたのである。被告代理人らが、かかる仮処分手続進行中の実力行使に強く抗議すると、原告は前記仮処分申請を取り下げ、遂には本件工事を断行するに至った。
- ③ そのため、被告らの一部を含む馬毛島周辺で漁を営む漁師たちは、平成 12 年 10 月 6 日、公害等調整委員会に対して、採石事業認可取消裁定を申請した。

これに対して同委員会は、平成 13 年 7 月 16 日、「(採石場内に設けられる) 沈砂池の規模は十分である」から「本件採石場から泥水が海へ流出する範囲や規模は限られたものに止まるというべきであり、馬毛島周辺海域の水産業に相当程度の被害が生ずるものと認めることはできない。」「自然破壊は・・・不認可事由に該当しない」との理由で、申請を却下した。

- ④ ところが、上記審理の終了後であり却下決定の直前である平成12年6月下旬、種子島から馬毛島一帯を見舞った大雨の際に、採石事業現場から土砂を含んだ泥水が流出し、馬毛島横瀬付近の海域を汚染する被害が発生した。
- ⑤ そのため、馬毛島周辺海域で漁業を営んでいる被告漁師達や西之表市民らが、平成13年3月8日、鹿児島地方裁判所において、採石事業差止の仮処分命令の申立がなされ（①事件）、平成14年2月27日、同裁判所は、上記採石事業が漁業を営む権利を侵害する蓋然性を認めて「本案第1審の判決言い渡しまで、原告は土地の掘削、採石及び樹木の伐採を行ってはならない」旨の仮処分命令を決定した。
- ⑥ 同命令に対して、原告は異議を申し立て、他方で被告らは本案裁判を提起した。（②事件）
- ⑦ ところが、仮処分命令にもかかわらず、海洋汚染は止まらなかった。

何故ならば、採石事業計画地からの汚濁水流出防止のための措置として計画地の西側上流部に原告は貯水池と迂回水路工事を施工したが、その工事が新たな発生源となって大浦・小浦に汚濁水の流出が始まったからである。

それだけでなく、平成14年8月から平成15年3月にかけて、原告は別紙B河川図の1号河川と4号河川の上流を横切るように森林を伐採して道路を造成した。そのため、造成によってむき出しとなった表土が雨によって洗われ1号河川と4号河川を通過して汚濁流となって海に流れ込み、周辺の海域を汚染したのである。



【別紙】

そうした原告の土木工事は、原告が市道を含めた島内への立ち入りを所有権を盾に一切拒否しているため、第三者が詳細を覚知出来ない状況の下で進行した。

- ⑧ このように、原告は仮処分命令対象地域の外で、次々と土木工事を敢行した。その結果、海洋汚染はますます進行し、それだけでなく、島の至る所で土木工事を敢行したことによって、《採石事業による海洋汚染》という因果関係の輪郭がぼやけてしまうことにもなった。

そうした仮処分命令後に発生した諸事情が、本訴では全て原告に有利に働き、被告らの不当敗訴が確定した。

(3) 軽飛行発着場事業

- ① さらに、平成15年8月、原告は、海が荒れた時に馬毛島で作業に従事する原告従業員の間で病人、怪我人が発生した場合の救助のためと称して、島内の中央部にあり、別紙図面記載の1～5及び13～16の各小河川の源流部に位置する一帯に、造成緑地、施設用地、防災施設用地併せて5,638.8ヘクタールの森林を伐採した上、そこに68,564 m<sup>3</sup>の盛土を施す内容の軽飛行場の発着場の建設を開始した。
- ② そのような、目的の不明確な一連の開発行為によって、馬毛島の東海岸周辺の海は、雨が降るたびに益々汚濁の度合いが進行し、漁業に重大な影響を及ぼし続けた。それと同時に、計画地が馬毛島の中心部であり、マゲシカの雌鹿と子鹿が越冬する地域にあたるため、マゲシカの生息に及ぼす影響が採石事業以上に懸念され

た。

- ③ そのため平成16年1月、被告らを含む漁師や市民は、当該事業による漁業権侵害と自然生態系への影響を主張して、鹿児島地方裁判所に事業差止の仮処分命令を申し立てた。(③事件)
- ④ しかし、上述のように被告らの島内への立ち入りが拒否されている中での訴訟活動であるため、証拠収集に限界があり、疎明不十分として仮処分命令は却下された。

(4) 砂利採取事業

- ① 軽飛行機発着場計画と前後して、原告は馬毛島の南部の東側、西側2地域で上記発着場建設に使用するためとして砂利採取事業を開始した。
- ② 当該地域はいずれも海岸に近接した地域であり、上記各土木事業と同様に海洋汚染の懸念が生じると同時に、西側計画地はウミガメの上陸・産卵地域と重なっているためその生息に重大な影響が生じることが懸念された。
- ③ そのため被告らを含む漁師と市民達は、平成16年12月13日、当該事業の差し止めの仮処分命令を求めて鹿児島地方裁判所に提訴した。(④事件)
- ④ この裁判では、担当裁判官の説得により、期日外で事業計画地への立ち入りが許されたため、被告が現場を視察した結果、西側計画地については、計画地付近の地形の実際から、事業計画の範囲内の工事に止まる限りは海洋汚染の具体的危険までは発生していないものと判断して自発的に申立を取り下げた。しかし、東側計画地に

【別紙】

においては計画地が海岸に極めて近接した地域であり、海洋汚染の危険とウミガメの上陸と産卵に重大な悪影響を与えることは明らかであったため、申立を維持した。

- ⑤ しかし、この裁判においても、裁判所は漁業権侵害については疎明不十分を理由に、自然についての被告らの権利を否定して、申立を却下した。

(5) 入会権訴訟

- ① 島内でいちばんの良港は葉山港である。この葉山港は種子島の遼泊地区の漁師達が漁業基地として利用する目的で入会地として所有してきた。
- ② 他方で原告は採石事業等の馬毛島島内での開発を遂行する上で、馬毛島に資材を運び込みあるいは採石を運び出すため、この葉山港を必要とした。
- ③ そのため、原告は平成13年頃から入会権者に対して入会権の買収を働きかけ、一部の漁師達（その殆どは漁業をしなくなり形だけ漁業権を有していた入会権者であった）がこれに応じた。そして原告は自己の共有権を根拠として大型工作機械を島内に運び込んで土木事業を開始したのであった。
- ④ これに対して、他の入会権者である被告漁師たちは、入会目的に反する入会権の売買の無効を訴えて平成13年11月4日、鹿児島地裁に提訴した。（⑤⑥事件）
- ⑤ この裁判は1審2審共に敗訴し、⑥事件について現在最高裁に上告中であるが、平成20年5月19日に弁論が行われ、現在に

至っている。

(6) 馬毛島の現状

① その後、上記軽飛行機発着場は原告が主張した「従業員避難」の目的には一度も利用されることがないまま、事業規模だけが不当に拡大され、加えて島の南部では東西方向にも滑走路建設が施工されている。

② また近時の新聞報道によれば米軍や自衛隊のための軍事施設目的に姿を変えようとしている。

またある時期は、国際航空貨物の積み替え基地としてUPS社に売り込みを図ったようであるが成功しなかった模様である。

要するに2000年に採石事業を開始して以来、原告は明確な使用目的をもたないまま、行き当たりばったりに土木事業を敢行し、上述のように自然的にも歴史的にも重要な価値を有する馬毛島を復元が殆ど不可能なまでに破壊し続けているのである。

③ その結果、海洋汚染は一層拡大し、以前馬毛島の瀬際でキビナゴ漁やトコブシ漁を営んでいた漁師達は大部分がその海域での漁業を諦め、種子島周辺の海域に漁場を移動させている。

そして、マゲシカの生息地を決定的に奪い尽くした工事の結果、一連の工事開始前は500等程度生息していたと見られたマゲシカは海上からはその姿を殆ど視認出来ない程に激減している。

④ このように裁判の結果とは裏腹に、被告らが危惧し、裁判で訴えた諸事実は一層深刻な形での中しているのである。

以上